平成２１年（フ）第５１１号
川崎市多摩区菅４丁目13番39―103号
債務者　鈴木　弘子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５１３号
川崎市川崎区日進町37番地３　市営住宅814
債務者　本下　範子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５１４号
川崎市幸区南幸町３丁目５番地
債務者　渡部　清美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５２６号
川崎市幸区南加瀬２丁目１番38号　アフィニティ夢見一番館202
債務者　屋久　奈々
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５２７号
川崎市宮前区菅生４丁目12番１号　ガーデンハイツ宮前103
債務者　石村　忠廣
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５３２号
川崎市川崎区桜本１丁目８番１号　荒井ビル202
債務者　伊藤　　徹
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５３５号
川崎市麻生区細山８丁目８番２－１号
債務者　渡邉　牧子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５３６号
川崎市中原区井田１丁目２番15号　プラトー井田203
債務者　堀口　晃美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５４１号
川崎市川崎区藤崎１丁目18番３号
債務者　櫻川なつき
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５４２号
川崎市川崎区日進町11番地２　プランドール川崎305
債務者　岡　　恵美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５５３号
川崎市宮前区平２丁目23番15―501号
債務者　加藤　奈々
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５６３号
川崎市多摩区中野島６丁目19番23号　サニーハイム２―105、申立時の住所川崎市多摩区中野島６丁目19番19号
債務者　宮脇　幸江
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５７５号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央２丁目15番地５　川口アパート１Ｆ
債務者　加藤　　悠
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５９２号
神奈川県足柄上郡大井町金子130番地６　アメニティ片野104、旧住所神奈川県南足柄市三竹619番地73
債務者　宍倉　　進
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６０７号
神奈川県伊勢原市石田316番地の15
債務者　黄金井久子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６０８号
神奈川県伊勢原市石田316番地の15
債務者　黄金井貞子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６１９号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥１丁目７番地の22　メゾン立春102
債務者　酒井　好彦
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部